

●お詫びと訂正

『RRC ニュース Vol. 22 通巻 第 35 号』の 3 面の「回収技術——高圧ガス保安法改正施行に伴う回収装置表示義務」の囲み記事「表示ステッカー例」の「取扱い注意（追加貼付）」の赤枠で囲んだ「**以上**」は「**以下**」の間違いでした。お詫びして訂正します。

表示ステッカー例

高圧ガス取扱装置（既貼付、幅 35mm×長さ 170mm以上の枠内に表示）

高圧ガス取扱装置



特定不活性ガス高圧ガス取扱装置（追加貼付、幅 35mm×長さ170mm以上の枠内に表示）

特定不活性ガス高圧ガス取扱装置



取扱い注意（追加貼付）

- ・ 特定不活性ガスに使用する場合、適切な消火設備（能力単位 B-3 以上の粉末消火器 1 個以上）を適切な箇所に設けてください
- ・ 特定不活性ガスに使用する場合、回収容器の内容積が 45 リットルを超える場合、漏えいしたガスが滞留するおそれがある場所にガス漏洩検知警報装置を設けてください
- ・ 必ずアース接続（接地）を行ってください
- ・ 特定不活性ガスに使用できる容器は 120 リットル **以上**に限定されています。

以下